

大阪大学箕面地区教職員組合

2019年度 総会議案書

日時：2020年8月6日（木）18時～

場所：箕面キャンパス記念会館2階

目次

2019年度のふりかえりと2020年度への申送り

1. 大学との交渉協議

- (1) パート労働法改正と交通費
- (2) 教員懲戒問題
- (3) 年俸制改革
- (4) 残業と新型コロナ対策
- (5) 三六協定

2. その他の取り組み

- (1) 組合員拡大
- (2) 歓送迎会
- (3) レクリエーション
- (4) 他事業所過半数代表、阪大組合、言文組合等との連携
- (5) その他

第1号議案 来年度の活動方針

第2号議案 組合の選挙規定第11条の改定について

第3号議案 組合員勧誘キャンペーンの継続について

第4号議案 今年度の決算報告と来年度の予算案

資料

文責：大阪大学箕面地区教職員組合執行委員会

ご あ い さ つ

藤原（委員長）、岡本（書記長）、今岡（副委員長）、
原（会計）、横井、清水（執行委員）
選挙管理委員：石黒、井上
会計監査：松本、井上

今年度の組合活動も終わりを迎えようとしています。

日本の政治の中枢では、批判者の声に耳を傾けず、意図的に的外れな答弁をす
るといった、議論とはとても言えない審議が繰り広げられていますが、学府たる
私たちの職場においては、様々に異なる利害を抱える人たち、とりわけ労働者と
使用者の間でも真摯な議論・協議が重ねられる状況を作っていかなければなら
ないと思います。

2020年に入ってから、新型コロナの流行で世界が激変、次々と起こる新た
な課題に日々追われる毎日でした。政府や文科省の定まらない方針に振り回さ
れるなかでも、少しでも良い教育・研究環境を作るために現場ではたらく教職員
は地に足のついた業務を日々こなしてきました。そこで明らかとなった課題と
ともに、新しいアイデアや可能性が今後に活かされるよう、前向きな議論を重ね
ることができればと思います。

2019年度執行委員一同

2019年度のふりかえりと2020年度への申送り

1. 大学との交渉協議

(1) パート労働法改正と交通費

これまで組合からは非常勤職員の交通費の支給について要望を続けてきました。今回、2020年4月のパート労働法改正にともない、ようやく交通費の支給が認められることになりました。

今回の改正で残された課題は、有給休暇は常勤の条件を非常勤に合わせ、事実上条件が下がることになったこと。産前産後休暇は無給のままであること。非常勤職員は自身で確定申告をしなければならないこと。この時点では年俸制の常勤教員のみ交通費が支給されないという齟齬が明らかとなったこと。などです。

(2) 教員懲戒問題

2020年1月に入り突然、大学より教員懲戒規定の改定案が提示されました。この改正案は教授会の審議・議決を経ずに教員の懲戒を可能とするもので、教授会自治に反するものであること、また、対象となる教員の弁明・不服申し立ての権利が十分保障されていないなどの問題を含んでいました。そこで、箕面の過半数代表は、吹田、豊中の過半数代表や、言言言文とも協力して反対意見を表明しました。結果として、教員懲戒規定は改正されてしまいましたが、他部局の労働者や、箕面の執行部と問題点を共有できたことは収穫でした。引き続き今後の動きをチェックしていく必要があります。

(3) 年俸制

昨年秋の教授会で突然、次年度の新規採用の教員は月給制であることが判明し、大学に対してこの経緯について説明会の開催を要求しました。これに対し、大学は理事名で文書で返答しました。内容は、①文科省の「年俸制導入促進費」の新規措置が終了したため、「当面のあいだ」年俸制を停止すること、②文科省は年俸制のより積極的な導入を目指してガイドラインを策定予定であり、その公表を受けた後、本学の制度も今後再設計される（今回は、発表が遅れているための延期）、ということでした。

そして、2020年7月2日に新年俸制の案が提示されました（組合および過半数代表に対しては、情報提供のみで意見聴取ではありません）。ポイントは①これまでの年俸制教員は新年俸制か月給制を選択する、②今後採用される教員は新年俸制となる、③新年俸制教員は退職手当、通勤手当等が支給される、ということです。

現年俸制の教員については、「平成31年3月までに現年俸制で昇任した者に限り月給制への移行を認める」という但し書きがついており、これまで私たちが訴えてきた、「全ての人に年俸制と月給制の選択の権利」が一応認められると思われるのですが、研究科長からの意見照会の機会等を利用して、確認していきます。また、現年俸制教員のみ交通費の別途支給が無いという現状についても、解消される予定です。

ただ、新年俸制については、そもそも来年度以降の新規採用者にはその他の選択肢がないこと、評価が年俸制は3年毎で、毎年評価のある月給制とは差がある、評価区分がまちまちで制度間の比較が困難、などの疑問があり、これらの点についても今後説明と、問題点の改善を求めています。

(4) 残業と新型コロナ対策

残業問題については、まず2月に、残業の発生理由と改善策について問いただきました。鈴木理事からの回答は、①本部事務機構内の関連部署においても業務を担当させるなど分散を図っている、②担当者の業務知識の習得・業務習熟度の向上、業務の改善・効率化、業務分担の見直し、適材適所の人事配置などにより、業務従事時間は漸減していく、など、納得しがたい理由や、現実とはかけ離れた認識のものでした。そこで、これを受けてアンケートを実施し、箕面の構成員の声を聞いたうえで、三六協定協議の場では、「本部機構内ではなく、たとえアルバイトであっても箕面事業所の人員を増やすべき」、「残業の負担増について、担当者の業務知識や習熟度の欠落を理由に挙げるのは使用者として不適切である」旨などを伝えました。

さらに、2月末には新型コロナウイルスの影響で小中学校が休校となり、小さいお子さんを抱えた労働者への配慮が必要となったり、大学でも感染対策が求められたりして、業務負担が増えました。コロナ対策についてもアンケートを実施しました。

(5) 三六協定

いわゆる36協定によって残業することができる時間は、2020年度も「緊急その他やむを得ない臨時の事由」がある場合にのみ、月80時間、年間450時間の範囲内で時間外労働を命ずることができるようにするという内容で締結しました。また、時間外労働を命ずることができる事由として、これまでの「通知書」の区分に合わせて改訂されることになり、6種類が認められることになりました。実はこれまでの通知書では7つ目の「その他」による時間外労働の実績があり、具体的には「キャンパス移転業務」となっていました。「文言の解釈を変えなければ7つ目の「その他」に該当する事由での時間外労働を命ずることはできなくなるがそれでよいか」という質問に対し、大学は「そのとおりだ」と回答しています。今後、キャンパス移転に関連して時間外労働が生じて、名目上従来の6種類の業務の中に織り込まれる可能性が高くなっています。キャンパス移転による過重業務の顕在化を回避することに繋がらないよう、注意していく必要があります。

2. その他のとりくみ

(1) 組合員拡大

今年度は、4月以降新たに6名の新規加入者がありました！歓迎会を予定していましたが、新型コロナウイルスの新規感染者が再び増え、大阪府からは5人以上での飲食を自粛するようにとの要請も出たため、残念ながら中止としました。時期を見て、実施したいと思います。また、これからも教職員や非常勤職員の組合勧誘を進めていきたいと思っています。

(2) 歓送迎会

10月に藤高さんの送別会を実施しました。当日は、これまで執行委員をされてきたOBの参加もあり、皆さんの変わらぬご様子に、現組合員も力をもらいました。3月には3名の教員が退職されましたが、新型コロナウイルスの流行により送別会は中止となり、記念品の贈呈のみとなりました。

(3) レクリエーション

新年会を「ちかだん」で行いました。その他のレクリエーションについては、上記と同じ理由により残念ながら実施できていません。

(4) 他事業所過半数代表、阪大組合、言文組合等との連携

4過半数代表（豊中・吹田・附属病院および箕面）は、教員懲戒手続きに関する問題で、密な意見交換を行いました。また、言語文化研究科言語文化専攻の代表と面会し、言文での情報共有、専攻長への働きかけをお願いしました。高等司法研究科の先生には、時間を頂き専門的な見地からの見解を伺いました。

三六協定協議においても、事前・事後に情報共有を行いました。

10月には言文組合主催のツアーに箕面から1名が参加しました。

(5) その他

・2020年2月5日、顧問弁護士の在間先生が箕面事務室に来訪され、さまざまな情報やアドバイスをいただきました。

・2019年度も語劇祭の支援をしました。ベトナム専攻ではベトナム料理がふるまわれました。

・2020年7月18日に開催された、sakuya meets presents 特別応援企画「サイボウズ副社長山田先輩からのエール—幸せに働くために。これからの「カイシャインの心得」—」に対し、箕面組合も後援を行いました。

第一号議案 来年度の活動予定

(1) 使用者との交渉について

- ①次年度も引き続き、箕面地区労働者過半数代表を組合執行委員長にする合意を形成し、団体交渉権をもった労働者過半数代表者となります。
- ②教職員の雇用と労働条件を守るため、阪大組合との連携をさらに進めていきます。また、研究科統合を見据え、言文言文および文学部との情報交換・連携を強めます。
- ③大学全体に共通する問題に関して、4事業所の過半数代表者との連携で大学に働きかけていきます。
- ④学生や非常勤講師も含めたキャンパスの安全や衛生の問題は、過半数代表者が任命した労働者代表委員を通じて、安全衛生委員会で協議を重ねていきます。

(2) 前年度からの引き継ぎ事項について

- ①事務補佐員の5年雇い止めを廃止するよう、大学に求めています。また、当事者である事務補佐員が組合に加入し、要求実現に向けてともに活動できるように努力します。
- ②非常勤講師の10年雇止め問題について
非常勤講師の先生方の多くが、もうすぐ10年の雇用期限を迎えます。10年雇止めという制度の是非、さらに、そもそも労働者として雇用されていない状況…、問題だらけです。外国語学部にとって非常に重要なこの問題への対応を、検討していきます。
- ③その他、数年来の諸課題（旧外大教員の退職金減額問題や外国人教員帰国旅費問題など）についても、引き続き要望を重ねていきます。

(3) 組合活動について

- ①組合への加入をよびかけ、箕面地区教職員の労働環境・労働条件について、より多くの当事者が声を上げ、活動に参加して要求実現できるように努力します。
- ③組合員の歓送迎会やレクレーションなどの組合員が交流を深めることのできる企画を行います。また、阪大組合や言文組合など、本学の他組合と情報共有や人的交流をさらに進めていきます。

第二号議案 大阪大学箕面地区教職員組合選挙規定の一部

(第 11 条) 改正について

改正の趣旨：

現在、被選挙人名簿はアイウエオ順に連記されているが、票が偏る要因となっているため。

改正案：

第 11 条

第 8 条に定める名簿には、全組合員の氏名を教育系職員組合員と事務系職員組合員の 2 系列別に分類しアイウエオ順に連記し、各組合員に、それぞれの帰する系列別の名簿を交付する。但し、名簿には第 10 条による手続をした者、長期出張者、休職者、年度内退職者は除くものとする。

大阪大学箕面地区教職員組合選挙規程

1955年 10月 1日 制定
1966年 10月 1日 改正
1967年 9月 9日 改正
1974年 11月 16日 改正
1983年 7月 9日 改正
2004年 4月 1日 改正
2007年 7月 21日 改正
2011年 3月 17日 改正

第一章 総則

第1条

大阪大学箕面地区教職員組合規約第15条ならびに第26条に規定する選挙は、この規程によって行なう。

第二章 選挙管理委員会

第2条

選挙管理委員会（以下「管理委員会」と称する。）は、2名の選挙管理委員（以下「管理委員」と称する。）によって構成する。

第3条

管理委員は、教育系職員組合員によって教育系職員組合員から1名、事務系職員組合員によって事務系職員組合員から1名を、名簿式単記無記名投票によって選出する。

第4条

管理委員に欠員の生じたときは、直ちにその補充を行なう。

第5条

管理委員選挙に関する事務ならびにその結果の報告は、執行委員長が行なうものとする。

第6条

管理委員の任期は、選出された日から1年とする。但し、欠員補充により管理委員になった者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条

管理委員は選挙に関する事務を行ない、その結果をすみやかに組合員に報告しなければならない。

第三章 選挙

第 8 条

執行委員選挙は名簿式連記直接無記名投票により、教育系職員執行委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員執行委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

2. 会計監査委員選挙は名簿式単記直接無記名投票により、教育系職員会計監査委員は、教育系職員組合員によって、事務系職員会計監査委員は、事務系職員組合員によって選出するものとする。

第 9 条

投票期間は1週間とする。

第 10 条

規約第 20 条に定める辞退をしようとする者は、辞退届の公示後 5 日以内に管理委員に対し書面で申し出なければならない。

第 11 条

第 8 条に定める名簿には、全組合員の氏名を教育系職員組合員と事務系職員組合員の 2 系列別にアイウエオ順に連記し、各組合員に、それぞれの帰する系列別の名簿を交付する。但し、名簿には第 10 条による手続をした者、長期出張者、休職者、年度内退職者は除くものとする。

第 12 条

執行委員、会計監査委員、管理委員は兼任することができない。二種類以上の委員に同一組合員が選出されたときは、本人の意志にもとづいて決定する。

第 13 条

各組合員は受領した名簿に所定の符号を附し、所定の期日までに管理委員会の定める方法に従って投票するものとする。

第 14 条

管理委員会は投票終了後 24 時間以内に開票しなければならない。

第 15 条

当選は得票数によって決定する。

第 16 条

この規程に基づく選挙に関する疑義は管理委員会が決定する。

附則

この規程は 2007 年 10 月 1 日から効力を有する。

附則

この規約は 2011 年 4 月 1 日から効力を有する。

第三号議案 組合員勧誘キャンペーンの継続について

2019年度は、新規入会キャンペーンとして、非常勤職員は、一年間組合費無料、任期制の教員は、一年間、組合費を月500円としました。今年度も、組合員の新規加入を促すために、このキャンペーンを継続することを提案します。

第四号議案 来年度の予算案と今年度の決算報告書

(当日配布します)

☆資料

1. (1) -①

過半数ニュース 9月24日から

就業規則の変更について意見書を書きました。

これは、最低賃金を大阪府の改定に伴ってあげるという内容です。

労働や生活の条件がますます劣化するこのご時世で、クリーンヒットと言える新しい労働法が2020年4月に施行します。

パートタイム有期雇用労働法と言います。

非常勤職員のみなさんの待遇が常勤職員より低い場合、是正しなければならない、という法律です。厚生労働省の説明文の中には交通費の支給は当然支払われるべきものと書かれています。

***以下の文書を参考にしてください。

これは、絶好のチャンスです！しかし、働きかけなければ、放って置かれる可能性もあります。

私たち箕面地区教職員組合は、統合前から、非常勤職員の交通費の支給について、大阪大学と団体交渉をし、強く要求してきました。4月の施行までの間、大阪大学にもっとしっかり求めて、交通費を勝ち取りましょう！今やらなければ、いつやるんですか！パートタイム労働法についての学習会もみなさんが参加しやすい時期と場所を考えていきたいと思えます。

意見書からの抜粋です**

大阪府の最低賃金の改定に伴う改正ということで、基本的に反対する意見はありませんでした。ただ、指摘がありました。

それは、ご存知のようにパートタイム有期雇用労働法が2020年4月に施行されます。この法律の目的は、厚生労働省が発行する「パートタイム労働法の概要」[1]によると、「パートタイム労働法は、パートタイム労働者の『公正な待遇の実現』を目的としています」と書かれ、2020年4月1日からは、

(1) 不合理な待遇差が禁止されます[2]、

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化する[3]、

(3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備を行う[4]、と書かれています。

その第9条は、差別的取扱いの禁止とあり、その解説の中に「賃金の支給額については、所定労働時間が短いことに基づく合理的な差異や、個人の勤務成績により生じる差異によるものについては許容されますが、例えば、通勤手当のように、一般的に所定労働時間の長短に関係なく支給されるものについては、通常の労働者と同様に支給する必要があります。」と黄色く枠組みをして、目立つように書かれています。

大阪大学と大阪外大が統合して以来、私が箕面地区事業場の過半数代表者になった年、就業規則の変更について労働者に意見を照会すると、必ず、非常勤職員の通勤手当の支給を求める意見があり、私は、必ず、意見書に書きいれてきました。しかし、一向に改善されませんでした。しかし、パートタイム労働法は2020年4月に施行され、大阪大学は法令を遵守し、労働条件の改善を行うものと考えています。違うのでしょうか？

そこで1つ目の質問です。今回、大阪府の最低賃金の改定に合わせる改善を初めとして、これからどのようなことを行っていこうと考えていますか？就業規則においては、どのような改正を検討していますか？取り組んでおられることをお話しいただければ、ますます、大阪大学を好きになり、この大学のために働こうという意欲も高まるでしょう。いかがでしょうか？

2つ目の質問は、非常勤講師は、現在、就業規則がありません。業務を委嘱するという契約を結んでいると記憶しています。教室の現場では、常勤教員も、非常勤講師も、同じ仕事をしています。非常勤講師を労働者として認め、就業規則を作ることは考えていますか？
箕面地区過半数代表者 今岡良子 印

[1] 「パートタイム労働法の概要」厚生労働省・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533795.pdf>

[2] (1) 不合理な待遇差の禁止 同一企業内において、通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

[3] (2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 パートタイム労働者・有期雇用労働者は、「通常の労働者との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

[4] (3) 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備 都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均等待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政 ADR の対象となります。

1. (1) - ②

過半数ニュース 9月26日から

過半数代表者と組合の委員長あてに添付ファイルが送られてきました。

(1) 通勤手当が支払われるようになりましたよ！

非正規雇用労働者と正規雇用労働者との間における不合理な待遇差を見直したそうです。不合理な待遇差を認めざるをえなかったというわけです。

法の改正って、重要ですね！

(2) 休暇制度については、要検討です！

有給休暇は、常勤の条件を非常勤職員に合わせています。

(3) 産前産後の休暇は、相変わらず、無給と書きたいようです。

(4) 改善されていない問題として、

住民税について、常勤教職員は、賃金から控除されますが、非常勤職員は、各自が手続きしなければなりません。

これは、不合理な待遇差ではないのでしょうか？

この点も、団体交渉などで要求してきた問題点なので、さらに、要求していきたいと思います。

また、院生より、パート労働法について、知っておきたいというメッセージが届きました。顧問弁護士による学習会も企画したいと思います。

箕面地区過半数代表者

今岡良子

1. (1) - ③

過半数ニュース 10月9日

こんにちは 箕面地区労働者過半数代表者の今岡良子です。（10月31日までの任期です）

たびたびお知らせしていますパート労働法について、吹田地区の過半数代表者が説明会を求め、開催されることになりました。

日程：10月21日（月）13：30～14：30

会場：コンベンションセンター（吹田キャンパス内）

箕面地区でも説明会を開いて欲しいと求めたところ、開催されることになりました。

日程：10月17日（木）11：30～12：30

場所：B棟301会議室

昼休みの時間と重なりますが、途中からでも構いませんので、遠慮せず、ご参加ください。

豊中地区で開催されることが決まりましたらまた、お知らせします。

1. (2) - ①

過半数ニュース 2月10日より

教員の懲戒・処分が変わる?! どうなる?!

■教員の懲戒・処分の方法が変えられようとしています

先日、1月17日付で大阪大学は就業規則の改正案を提示しました。これは、本学教員の懲罰に関わるルール改正案です。おもな改正は次の2点です。

①教員の懲罰について、これまでは教授会で審議し、その結果を当該教員および総長はじめ評議員による評議会に通知しました。

改正案では教員の懲罰事案の一部について、評議会の下に教員懲戒委員会を作り、教員が所属する教授会の審議をすっ飛ばして、直接ここで審議し決定することになります。

②当該教員が不服申し立てをする場合、現在は、所属する教授会の審議とその結果通知のあとに不服を申し立て、審査のやり直しを求めることができます。しかし改正案では評議会が処分決定・交付した後となります。当人に異議があっても、先に公表され社会的制裁を受けてしまう可能性があります。

■改正案の問題点

この改正案には重大な問題点が含まれています。

その① 「教員の人事」という重要な案件を、大学構成員がつくる教授会に審議させない。これは大学が守るべき教授会自治を大きく損なうものです。

その② 大学で働く労働者への重大な不利益変更となる。もし誤解や不正確な情報に基づく処分が決定され、不服申し立てや再審査もないまま処分が公にされたら、その教員の人権は守られるのでしょうか?

■改正の理由は「教員の研究・教育の時間を確保するため」

人事課の説明では、教授会すっ飛ばしの教員処分審査体制を作るのは、いちいち教授会で審議していたら、先生たちがムダに時間取られるでしょ?ということ。近年ひどく増え続ける教員の雑務は確かに辟易とします。

しかし、だからといって、このように重要な教員による大学自治と人権擁護を手放すことを望んでいるわけではありません。問題をすり替えないでいただきたい。それより、山のような書類書きやらウェブアンケートやらを減らす工夫が先決でしょ!

■多くの部局で異議、反対の声が上がっています

大学は本改正案を2月19日の評議会決定しようとしています。

豊中キャンパスでは、現在すでに多くの部局で問題の深刻さを指摘する声上がり、法学系の教員からも「教授会自治の侵害」「重大な不利益変更」を繰り返し大学側に訴えています。

4事業所の過半数代表(箕面・豊中・吹田・病院)は、協力してこの改正案に反対します。

みなさんの意見をぜひお聞かせください。

1. (2) - ②

過半数ニュース 2月17日

明日、2月18日(火)

箕面地区労働者過半数代表の藤原克美さんが豊中 cp に行き、懲罰に関する就業規則案の

問題点について言文研究科言文専攻の過半数代表者をはじめ、豊中地区の過半数代表者、理学研究科、高等司法研究科、文学研究科などの部局過半数代表者らと話し合います。時間と場所をお知らせしますので近くにおられる方は、ご参集ください。

10:30 から

言文研究科 A 棟 302 号室

13:00 から

理学研究科 B 棟 313 号室

1. (2) - ③

過半数ニュース 2月18日

過半数ニュースの速報です

本日、10:30 より 箕面地区過半数代表者 藤原克美さんと言文研究科の言文専攻の過半数代表者 越智正男さんが会談。

教授会自治の問題を教授会構成員が十分に知らず、議論不十分なまま就業規則を変更することに問題があることを確認し、それぞれの専攻長に対し、明日の教育研究評議会で即決しないように申し入れることで合意しました。

1. (2) - ④

過半数ニュース 2月19日

先の過半数ニュース、昨日の速報でもお知らせしましたが、昨日、2月18日(火)箕面地区労働者過半数代表の藤原克美、補佐の岡本真理、今岡良子が豊中 cp に行きました。

詳細は省略して、要点を報告します。

10時半から12時近くまで言文研究科の言文専攻の過半数代表者 越智正男さんと意見交換しました。

特に、学年末の忙しい時期に、教授会の構成員がまだ充分知らない状況でありながら、教授会自治を縮小するよう早急に変更するという問題点を共有しました。

これで、言語文化研究科の2つの言文専攻、言社専攻の過半数代表者が就業規則の早急な変更に対し、問題があると考えていることとなります。

理学研究科の前過半数代表者で、豊中地区過半数代表事務局の小川裕之さんや文学研究科の部局過半数代表者の北泊謙太郎さんにも参加していただき、豊中 cp の様々な部局でも、懸念や疑問、強い反対の声が上がっていることなど紹介していただきました。

新しい論点として、教員の懲罰という、職員には関係のないと思われがちであるが、実はそうではない、ということ。公金の不正使用の問題などは、教員単独というよりも、教員の意志によって職員が巻き込まれる問題となる。

にも関わらず、処分が決まり、公表された後、裁判を起こさないと名誉回復できないような処罰のあり方は極めて問題がある。

教員をどう扱うかということは、職員にも影響を与えるという視点を共有しました。

言文研究科 言文専攻の過半数代表者の越智正男さんから同言語文化専攻長の伊勢芳夫に問題点を伝えていただくこととなりました。

午後は、1時から2時半過ぎまで、小川裕之さんの用意してくださった理学研究科の会議室で、豊中地区事業場過半数代表者 和田成生さん(基礎工学研究科)前の豊中代表で、現在 豊中過半数代表事務局メンバー 野呂充(高等司法研究科)さんと、直接、意見交換することができました。

改めて振り返ると国立大学法人化に伴い、国家公務員の身分を失い、労働法の下で働くことが決まったのは、2003年7月のこと。小泉内閣の時代。国立大学を3分の1に減らすという遠山プランに脅かされた後の「独立行政法人化」でした。

しかし、拙速な国立大学の法人化は問題点が多く、それに反対する運動は全国的に広がり、国会会期内成立を阻止するところまでいきました。しかし、イラク特措法審議による国会延長によって、2003年7月に成立してしまい、翌春の2004年4月1日に施行されてしまいました。

法人化によって、学長のリーダーシップによって大学の独自性が高まる、たとえば、大学のグッズ販売やレストラン経営ができるなどとマスコミはプラスの面を誇張し、改革すべきという世論を高めました。

実際には、運営費交付金が削減されていきながら、その交付による国の干渉が強まること、教授会自治が形骸化されることが重要な問題点であることを訴えた私たちの声はかき消されてしまいました。

しかし、この16年近い年月を振り返ると私たち自身が教育研究の現場で矛盾を感じたり、苦しんできたことはこの拙速な国立大学の法人化に根源があること、それは誰の目にも明らかなことでしょう。

今回の懲罰に関する就業規則案から、教授会という言葉削除することは、大学における学問の自由の受け皿となる教授会自治の終わり、国立大学法人化のある歴史的段階の終わりの始まりでもあります。

本日の教育研究評議会が、天王山となります。

私たちは、大学の自治とは何か？

教授会のあり方、教育研究評議会のあり方、私たちは自らの問題を自らの手によって解決する自治の精神を失っていないだろうか。

今回の就業規則の変更が、10年後、30年後、大学をどんな姿にするのか。

考える時に立っています。

昨日の午後、豊中地区の昨年度と今年度の過半数代表者と直接会って、私たちは、そのことを痛感しました。

また、これからも、過半数代表者が、ことあるごとに話し合い、議論し、協力していくことを確認しました。

来月、3月には様々な労使協定の締結のために労使の間で話しあう機会が予定されています。今回の会談を通じて、豊中地区の様々な部局の過半数代表者と意見交換を重ね、協力していく絆を結ぶことができましたと思います。

また、理学研究科では、20代、30代の若い教員が、今回の就業規則の変更について、危機感を強く持っていることが報告されともに未来を開いていく、希望を感じました。

今日は、教育研究評議会が開催されます。私たちの声が、どのように反映され、受け止められるか。注目しています。

文責 今岡良子

1. (2) - ④

過半数ニュース 2020年3月11日より

1月以来お伝えしておりました教員の懲戒手続きの変更に係る就業規則の改正案は、言語文化研究科長はじめ複数の評議員から慎重な意見が表明されたにもかかわらず、原案どおり改正されました。しかし、評議会の場では法律の専門家である高等司法研究科長からも原案には問題があることが指摘されたということです。そこで、3月10日、過半数代表と補佐人2人で水谷高等司法研究科長にお話を伺いました。そこで再度明らかになった課題と、対策についてまとめます。

・ハラスメント案件について

(これまででもそうであったが) ハラスメント案件が部局を介さず全学調査される場合、部局には、内容がわからないまま対処要請だけが来ることになり、部局ではどのような対

処が適切か判断できない

⇒改善すべき方向性：教員懲戒委員会に当該の部局の長を入れるよう内規か細則等で定める

・不服申立について

これまでは教授会の決定に対して総長に不服申立てをすることになっていたが、今後は評議会（総長）決定に対して総長（評議会）に不服申立てをするいびつな構造になっている

⇒改善すべき方向性：教員懲戒委員会および不服審査委員会に「中立的な」外部委員（弁護士）が入るよう内規か細則等で定める

今後、以上のような内規または細則の追加を求めていきたいと考えます。ご意見等ございましたらお知らせください。

1. (3) - ①

組合ニュース 2019年11月12日より

(1) 言社専攻の年俸制助教について大学に説明会を申し入れました

2019年11月8日

大阪大学学長
西尾 章治郎 殿

箕面地区教職員組合委員長
箕面地区過半数代表者
藤原 克美

年俸制に関する説明会の申し入れ

本学の年俸制のあり方については、これまでも申し入れや団体交渉を通じて意見交換を行ってまいりました。そのような中、本部局におきまして、言語文化研究科言語社会専攻の来年度の任期付き助教採用について公募要項が公開され、それによると来年度採用者は月給制となるとのこと、しかしこれまでの年俸制採用助教については、引きつづき年俸制が適用され、月給制を選択することはできないとの補足説明がありました。さらに、現在「新たな年俸制」の制度を検討中との情報もあります。

いずれについても、箕面地区教職員組合および過半数代表者に対して、大学からこれまで何の説明もなされていません。つきましては、これらの点について、早急に説明会を開いて詳細に説明していただきますよう、要望いたします。また、かねてから大学が検討を表明してきた「年俸制助教に対して月給制選択を可能にすること」についても、現段階の検討状況と今後の見通しを示していただきますよう、あわせてお願いいたします。

1. (3) - ②

過半数ニュース 1月20日より

(2) 年俸制に関する問い合わせと回答

近年の新規採用の教員には年俸制が採用されていると聞いていましたが、昨年秋の教授会で来年度新規採用の教員は月給制であることが判明し、驚かれた方も多いかと思います。そこで、昨年末に、箕面地区過半数代表および箕面地区教職員組合として、大学に対して説明会の開催を要求しました。

これに対し、先般文書による回答がありましたので、まずは構成員の皆様にお知らせい

たします。要点は以下のとおりです。

- ・本年度から文科省の「年俸制導入促進費」の新規措置が終了したため、「当面のあいだ」年俸制を停止すること
- ・文科省は年俸制のより積極的な導入を目指してガイドラインを策定予定であり、その公表を受けた後、本学の制度も今後再設計されること（今回は、発表が遅れているための延期）

※現在の教員への適用について

別添③の2ページ目、2.にあるように

- ・本年度、「助教の職にある者が講師又は准教授等に昇任する場合、現在、任期付助教の職にある者が任期なし助教として採用される場合等」、「②現在、現年俸制を適用されている者は、既述のとおり、現年俸制を適用する。なお、月給制適用の可否等について、今年度末までの可能な限り早期に通知する（予定）。」ということで、今年度昇任された方は、月給制の選択が可能であった（1年前の文書なので「選択できる」とは具体的に書かれていません）
- ・それ以外の年俸制教員については、「人事給与マネジメントについて」というカラー資料の下の囲みのところにあるように、「（平成30年度末時点で措置対象となっている現行の年俸制適用者分は今後も継続して措置。）」とあることから、現行制度のままとされたというように、対応が分かれたと考えられます。

以下は、問題点です。

これらの文書は、基本的に部局長会議用の資料で、Q&Aも人事担当の事務方向け文書のようです。おそらくそのために、年俸制を積極的に導入しようとする大学の視点で作成されており、さらに言うところ「年俸制を願っている教員が多いという前提で、今般年俸制が適用されなくなった事情を理解させるために」説明しているように受け取られます。したがって、これまで私たちが要求してきた、「現行の年俸制適用者にも月給制を選択できる機会を」という要望は、全く無視されてきたと考えざるをえません。

今回は、一部の教員に対して、「不意に」その選択肢が提示されました（十分考える時間があったのかはわかりません）。また、今後については一応、「既存の教員については、同意を得ることが前提」と書かれており、これが守られるなら、ごく一部のみにみ選択権がないという不平等が存在し続けることとなります。

また、今回の資料、さらには昨今の他大学での年俸制導入の動きからも、「新たな年俸制」（案）が近い将来提示されることと思われれます。皆さまのご意見・ご要望をお聞きして、今後の対応を考えたいと思いますので何かありましたらご連絡ください。

1. (3) - ③

組合ニュース 7月2日より

教職員のみなさんへ今日の言語社会専攻の教授会で年俸制の新しい制度について議論になっていましたが、総務部人事課から教職員組合に送られてきた情報をみなさんと共有したいと思えます。年俸制の問題は、一転二転しましたので、それによって不利益をこうむったままの人が忘れられることのないよう、私たちも注視してきました。過半数代表者から意見を聞くのは、もう完成した段階なので今のうちに、みなさんから意見をお聞きして、たくさんの目を通して、点検し、提言したいと思えます。どうぞ、よろしく願いいたします。

大阪大学箕面地区教職員組合

今岡良子

1. (4) - ①

過半数ニュース 2月20日より

箕面地区過半数代表者から学長に対して超過労働への対応についての説明の申し入れをしたところ鈴木理事より回答がありました。

現場のみなさまのご意見をお聞かせください。

申入れ**

2020年2月5日

大阪大学総長

西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表者

藤原克美

2020年2月3日、総務部人事課より時間外労働時間が360時間を超えた者に対する措置についての説明がありました。そこに記載されている、労働時間超過の要因は「箕面キャンパスの移転準備等にかかる業務量の増加」であり、それへの対応は、業務分担の見直しあるいは分散とされております。

箕面キャンパスでは、以前からキャンパスの移転準備業務のために超過勤務が生じる事例が発生しており、この問題は大学としても十分認識されていると存じます。また、キャンパス移転作業が実施される来年度は、業務量の更なる増加が想定され、担当者増などの対応なくしては、到底こなせないのではないかと考えられます。つきましては、これらの点について、大学としてはどのような対策をこれまで検討し、来年度に予定しているのか、ご説明下さい。



令和2年2月20日

箕面地区過半数代表者
藤原克美 殿

理 事
鈴木敏之



日頃から大学の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年2月5日付け申し入れについて、以下のとおりご説明いたします。

来年4月の箕面新キャンパスへの移転に関しては、本部事務機構内の関連部署においても業務を担当させるなど全学的に担当者を増員して準備を進めており、言語文化研究科・外国語学部箕面事務室に業務が集中しないよう、分散を図っているところです。

また、キャンパス移転業務以外の業務についても、担当者の業務知識の習得・業務習熟度の向上、業務の改善・効率化、業務分担の見直し、適材適所の人事配置などにより、業務従事時間は漸減していくものと考えます。

以上のとおり、大学といたしましても、職員の超過勤務時間や疲労の状況に注視しつつキャンパス移転に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. (4) - ②

過半数ニュース 2月29日より

2月28日、突然の一斉休校の決定により、影響を受ける労働者をどうカバーするのかという点について、箕面地区過半数代表と豊中地区過半数代表者、同地区過半数代表事務局メンバーでメール会議を行い、要望をまとめました。氏名を並べて押印する時間がないため、過半数代表者がそれぞれ、学長に要望書を提出しました。

*** 要望書 ***

2020年2月28日

大阪大学総長
西尾章治郎殿

箕面地区過半数代表者
藤原克美

要望書

新型コロナウイルスの流行のため、2020年2月27日の安倍総理大臣の要請に基づき、大阪市立および大阪府立の学校園の一斉休校の決定が報じられており、近隣府県、市においても同様の対応がなされるものと思われま

す。この決定によって、特に小学生以下のお子さんを持つ保護者からは不安の声も出ていますが、総理は同じ会見のなかで、「行政機関や民間企業におかれては、引き続き休みがとりやすくなる環境を整えていただくとともに、子供を持つ保護者の方々への配慮をお願いします。」と述べております。本学におきましても、年度末の多忙な時期ではありますが、今年度限り有効な特別休暇の付与等の対応をご検討いただきたく存じます。休校は来週月曜日に迫っておりますので、対応いただきました内容は、早急に公表していただきますようお願い致します。

*** 要望書ここまで ***

これに対して、18:02に、鈴木理事名でこの件につき全学に通知したという回答がありました。言文言社専攻では、通知されていないので、来週からどうしようかと心配している方がおられると思い、転送いたします。

*** 回答 ***

令和2年2月28日

各部局事務(部)長
本部事務機構各部等の長 殿

総務部人事課長
吉岡道雄

新型コロナウイルス対応に伴う学校等の臨時休校等に係る取扱いについて(通知)

令和2年2月27日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣が、全国すべての学校(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)について臨時休校(3月2日から春季休業の開始日までの間)とするよう要請する旨の考え方を表明しました。また、大阪府と大阪市においても、域内の公立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)を臨時休校(本年3月2日から春季休業の開始日までの間)することが発表されました。さらに、厚生労働省は、保育施設や学童保育については、全国の自治体に対して原則、開所するよう要請しております。

このような状況を受けて、本学としては、当面、下記のとおり取り扱うことといたしますので、遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、このことに伴い、教職員の休暇等の取得が増えることも想定されることから、年度末の多忙な時期ではありますが、各部署の実情に応じて、業務に支障が生じないよう、業務

計画や業務分担の見直しを柔軟に行うなど、適切な対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスに関する取扱いについては、状況に応じて変化することが想定されますので、随時、大学や各関係機関からの関連情報等を確認のうえ、対応願います。

記

子の学校の臨時休校に伴い、教職員が勤務しないこととなる場合、年次有給休暇の取得又は「国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則」（以下、「労働時間細則」という。）第9条第1項第20号により、学校の臨時休校の期間を限度として、特別休暇（その他大学が特に認めるとき・無給）として取り扱うこととし、業務運営上の支障の有無も踏まえて、可能な範囲で配慮するようにしてください。

なお、中学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員で、保育施設、学童保育、幼稚園等の臨時休業により、教職員自身が当該子の養育等をせざるを得ない状況となった場合には、当該教職員に対し、労働時間細則第9条第1項第20号により、保育施設等の臨時休業期間を限度として、特別休暇（その他大学が特に認めるとき・有給）により取り扱うよう特に配慮してください。

また、国立大学法人大阪大学任期付教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則、国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）の労働時間、休日及び休暇等に関する細則、国立大学法人大阪大学非常勤職員（定時教育研究等職員）の労働時間、休日及び休暇等に関する細則及び国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間教育研究等職員）の労働時間、休日及び休暇等に関する細則における該当条文の取扱いについても同様としてください。

※ 学校等の「等」には、保育施設、学童保育などを含む。

以上

（参考）国立大学法人大阪大学教職員の労働時間、休日及び休暇等に関する細則（特別休暇）第9条 労働時間規程第22条に規定する特別休暇は、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを与えるものとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。（1）～（19）略（20）その他大学が特に認めるとき 大学が認めた期間

回答ここまで

なお、理学研究科では、理学研究科の過半数代表事務局が教職員のニーズをまとめ、研究科長に要望書を提出した結果、研究科長の指示で臨時託児室が設置されることになりました。箕面地区でもアンケートを始めたいと思います。

1.（4）－③

過半数ニュース 2月29日より

「箕面ではたらくみなさんのご意見をお聞かせください

――「学校が一斉休校！子どもをどうする？」「キャンパス移転で業務の負担はどうなる？」周知のとおり、新型コロナウイルスの流行を受け、政府は2020年3月2日から全国の小中高校を春休みまで一斉休校するよう要請しました。本学でも学年末のもっとも業務の多い時期であり、子育て期の職員は日中子どもをどうするのかなど、突然の大きな問題に直面しています。

そこで、箕面地区では過半数代表が早急に働き方アンケートを行い、箕面キャンパスで働く職員の抱える問題を明らかにし、大学に改善を要求することにしました。

特に以下の2点について、みなさんのお声をお聞かせください。

①新型コロナウイルスの流行に係って、箕面キャンパスではどのような対応（勤務形態・休暇取得・業務改善など）が必要だと考えますか？

理学研究科では部局過半数代表事務局が教職員のニーズをまとめ、要望書を提出したとこ

る、子どもを預ける所がなく、働きづらいという回答が5人からあり、研究科長の判断で、臨時託児所が設置されることになりました。箕面地区では、そのようなニーズがあれば、要望したいと思います。

②キャンパス移転に伴う業務負担の増加はどうなりますか？ 現状や改善要望をお知らせください。

アンケート用紙は、後日、紙で配布します。

匿名で構いませんので、同封の封筒に入れて、箕面地区過半数代表までご返送ください。

期限は3月19日（木）です。

もちろん、藤原克美さんを見つけたら、直接お話しくださったり、メールでの返信も歓迎します。

みなさんから寄せられた声をもとに、3月中に大学側と協議を行う予定です。改善を申し入れる貴重な機会です。どうぞ率直な意見をお寄せください。ご協力お願いいたします。

1. (4) - ④

過半数ニュース 3月5日より

(1) 新型コロナウイルスにともなう特別休暇の件（情報提供）

2月28日付の総務部人事課長からの通知、「新型コロナウイルス対応に伴う学校等の臨時休校等に係る取扱いについて（通知）」が回覧されました。

しかし、その後、3月1日に人事院は国家公務員が有給の特別休暇を取得できるとする通知を出し、すでに国立大学法人東京農工大学では、災害時休暇（10割支給の有給休暇）とすると公表しています。そこでは、「保育施設、学童保育、幼稚園等の臨時休業」という条件はありません。我々は公務員ではありませんが、大阪大学はこれまでも震災時の給与カットなどで国家公務員と足並みをそろえており、同様の措置が取られて然るべきだと考えます。この点について、大学の考えを問う予定ではありますが、取り急ぎ、情報提供致します。

(3) 労使協定協議について

3月26日に36協定締結のための労使協定協議が行われます。残業問題以外にも様々な要望・疑問を大学に直接伝える予定です。オブザーバーとして参加希望の方がおられましたら、24日の昼までにご連絡ください。また、伝えてほしいことがありましたら、ご連絡いただければと思います。なお、当日は4人の過半数代表が集まります。

日時：3月26日（木）17時から

場所：吹田キャンパス共創イノベーション棟2階会議室2

（吹田キャンパス本部事務機構棟の隣の新しい建物です）

1. (4) - ⑤

過半数ニュース 3月11日より

(1) アンケートについて

アンケートにご回答いただいた皆様、ご協力ありがとうございました。まだお答えいただいていない方も、労使協議（3月26日）まで時間はありますので、是非ご意見をお寄せください。同じ内容でも、件数が多ければそれだけ力になりますので、是非ご協力ください。全てではありませんが、これまでにご提供している意見をご紹介します。

<新型コロナウイルスに関して>

・勤務形態や休暇等

在宅勤務は窓口業務では難しい。

在宅勤務は難しいが、少人数交替制で可能であれば試してみる価値もある。

誰かが休むことによって他の人の負担が増えることが懸念。（同意見複数）

「勤務管理」「財務管理」システムが学内からしかアクセスできないが、短期的措置として学外からアクセスできるようにできないか。

ズームやスカイプ等で会議ができるようにしてほしい。

・職場で

マスクを配布、消毒ボトルを用意してほしい。

どういう症状の時に休むといった判断を、個人任せにせず明確にしてほしい

衛生対応についても具体的な基準や方法を示してほしい。

期間限定で良いので、感染症ではないが体調の良くない子供を預けられる場所がほしい。

・長期化した場合

新年度に入った場合授業計画案は変更するのか（夏季休暇がずれるのか）。

オリエンテーション、健康診断はリスクが高いのでは。（以上複数）

これを機に、教室の大きさと学生数について検討してほしい（100名を超えるような授業はなくす、テスト定員を基準に講義室を割り振るなど）。

・その他

最高教育機関として日本社会に対し一定の指針を示す責任を持つ大学は、社会のパニック現象を極力回避する方向で行動する必要がある。

マスクの着用を義務付けるような、合理的理由を欠くような指示は出さないでほしい。

<事務負担について>

・キャンパス移転について（本部からの回答に関する感想も含む）

移転関連業務は追加の負担増。人員が増えない現状では超過勤務で疲労が蓄積するだけである。

回答のとおりに取り組んでもらえるよう希望します。

回答には担当者の業務知識の習得、業務習得度の向上とあるが、使用者側の回答として業務状況の改善を労働者側のスキルの向上と結びつけるのはいかがなものか。それならば、非常勤の最大雇用年限5年を廃止すべき。

全学的に担当者を増員しているのならば、現場（箕面キャンパス内）に席を設け、窓口となって対応していただくことを希望します。

・文学研究科との統合に関して（文学部は間違いでした、訂正致します）

箕面キャンパスのなかでも庶務係の負担が大きすぎるように思う。

文学研究科とは業務のやり方がかなり異なるので、三者の連絡協議会が必要になる。

未知の業務増加による負担増。（職員の増加が見込めない）

日日センターとの統合にともなって箕面事務室の負担が増えた印象。大きな部局のほうが本部的な役割を担われ、負担が増えるのでは。また、豊中事務室と箕面事務室でも全く別部局のような関係性である。

・労働時間の把握について（問題と思われる点）

システムでの打刻が開始時刻とイコールではない（最大30分カウントされない）。

業務を続けて実施した場合、休憩時間をカットされて超過勤務が消えている

<教員負担について>

・キャンパス移転について

不要物の廃棄方法などが、もう少しやりやすければ良いと思う。

1. (5) - ①

過半数ニュース 3月28日より

3月26日、4事業場（箕面、豊中、吹田、附属病院）の過半数代表者と大学との間で、来年度の労使協定に関する協議が開かれました。箕面からは、過半数代表と補佐役など計3名が参加しました。

■□■□■□■□■□■□■□■□

過半数ニュース その1「協議の内容と労使協定の締結」

過半数ニュース その2「箕面からの申し入れに対する回答」

■□■□■□■□■□■□■□■□

過半数ニュース その1「協議の内容と労使協定の締結」

大学側の出席は、奈良理事以下、人事課職員、労働者側は和田豊中、小野田吹田、藤原箕面、武田病院の4地区過半数代表とオブザーバー（このうち箕面地区からは2名）でした。はじめに、総長の出席を求めた豊中・箕面の要望に反して、人事労務担当理事しか出席していないことについて、豊中代表から協議が対等ではないとの表明がありました。大学側の返答は、法人の立場は人事労務担当理事が説明するとの従来通りのものでした。

続いて、2019年4月～2020年1月までの時間外労働の状況について事務方からの説明が始まりましたが、労働者側への資料配布にはそれぞれの事業所（箕面なら箕面）の数字しか記入されておらず、「資料がないまま説明されてもわからない」との意見が出され、事務方と同じ資料が急遽コピー・配布されることになりました。この件については過去3年にわたり同じ要望を出しているにも関わらず改善されないため、「来年度からは必ず全ての事業所の数字が入った資料を配布する」点を約束させました。

2019年4月～2020年1月に時間外労働をした事務系職員は、箕面では29人（94%）で、平均の時間外労働時間は157.5時間です。これは1月末時点の数字であり、前年度には事務系職員全員に時間外労働の記録があります。また、すでに360時間を超えて36協定の特別条項の適用となった事務系職員が、箕面では3人（うち2人は400時間越）となっています。冒頭の挨拶で理事は「このようなことは一人でもあってはならない」というつもりで臨むと発言されましたので、是非改善していただきたいと思います。

つぎに、豊中代表からは、有給休暇の取得状況について事前に問い合わせていましたが、これについても文書での回答が用意されておらず、事務方と同じ資料を配布するよう要求し、急遽コピーが手渡されました。有給休暇の取得状況は教員系以外で平均13.3日でしたが、「平均は意味がない」との意見が出され、大学からは有給休暇取得ゼロ日の人数のみが示されました。（流石に）教員系以外でゼロ日の人は3名で、大学側は取得率について満足しているような発言がありましたが、豊中代表からは「昨今の企業であれば、全員が100%取得しても業務が回るように最初から設計されている。本来そのように考えるべきである。」との主張がありました。これに対して、大学側からの反論はありませんでした。

今回大学から提案された協定案は以下の三件です。

①2020年度の「時間外労働及び休日労働に関する協定」（36協定）については、2019年度と同じく、「緊急その他やむを得ない臨時的な事由」がある場合にのみ、月80時間、年間450時間の範囲内で時間外労働を命ずることができるようにするという内容です。

②「専門業務型裁量労働制に関する協定」については、さらに2年間継続することが提案されました。

③「育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休業等の適用除外に関する協定書」においては、継続勤務期間が6か月に満たない者について、子の看護休暇及び介護休業の適用除外から外すことが提案されました。

①「時間外労働及び休日労働に関する協定書」について

第一条についても、以下のような変更案が出されました。

「第一条 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して、時間外労働等を命じることができる。時間外労働等を命じられた職員は、正当な理由がある場合を除き、その命に従わなければならない。

- 一 入学試験等の実施により、業務量が一時的に増加するとき。
- 二 各種の行事又は会議等の準備により、業務量が一時的に増加するとき。
- 三 突発的な事故の発生等により、業務量が一時的に増加するとき。
- 四 災害又は災害発生の恐れがあり、必要な作業を行うとき。
- 五 施設の管理又は補修を行うため、必要な作業を行うとき。
- 六 その他、前各号に準ずる業務上の必要があるとき。

←これを削除して、「総務、人事、経理、施設、教務、入試、図書館事務等の事務が輻輳しており、業務量が一時的に増加するとき。」に変更

この変更案に対し、吹田代表は「事務等の事務」の文言が重複している点を指摘した後、「輻輳」の語句の大学側の解釈を質しました。これに対する大学の説明を受け、吹田代表は、「輻輳」には「横断」と「集中」の二つの意味があり、改正後の第六項は複数の解釈ができる曖昧な表現で、問題があるとの意見を述べました。

これに対し大学側は、この文言は、これまでの（本協定の特別条項の適用者があった場合の）通知書で使用されていた区分に合わせて改訂するものであるとの説明がありました。実際には、通知書には7つ目として「その他」という項目があり、これまで箕面では「その他」が理由となる時間外労働が行われていました。そこで箕面代表が、「この文言の解釈を変えないのであれば、今後大学は7つ目の「その他」に該当する時間外労働を命じることはできなくなるが、それでよいのか」と質問し、大学は「そのとおりだ」と回答しました。そこで、「箕面における「その他」の具体的中身は「キャンパス移転業務」と書かれているので、「キャンパス移転業務」という理由では大学は時間外労働を命じることはできないですね」との念押しをしました。

（※大学は今後、「総務業務」「教務業務」といった業務名に替えて時間外労働を命じることを考えるでしょう。まさに、曖昧な解釈を利用する可能性がありますので、今までと同じ内容でありながら業務名を変えられないよう注意する必要があります。）

また、労働者側から、「時間外労働が特定の部署、特定の職員に集中しており、それが何年も改善されていない」こと、「それはすなわち時間外労働が「常態化」していることを意味するが、協定書によれば、時間外労働等は「一時的に」業務量が増えたときにのみ認められるものであり、恒常的に時間外労働等を命じること自体が協定違反である」といった意見が出されました。

②「専門業務型裁量労働制に関する協定」について

豊中代表から、「教員の裁量労働制」とはそもそもどのようなものであるかという確認がありました（※授業や教育関連業務の時間が、多くとも、（略）おおむね5割に満たない程度であること、という行政解釈があります）。そのうえで、理系であれば、特に助教の研究時間はどんどん減ってきており、実際に教員の研究時間がどの程度か、調査すべきではないか、と訴えました。また、教員が必要な研究時間を確保するためには、それをサポートする人員配置が必要であるが、職員の業務もオーバーフローしており、それが教員の研究時間の減少につながっているという発言も複数ありました。

「業務量が年々増えており、皆限界にきている」という声があがったことを受け、箕面代表からは、今回の新型コロナウイルスの件で特別休暇の取得がどの程度あったのかを質問しました。大学は、相当数の取得があると回答しましたが、「箕面のアンケートでは、現実には休める状況にないという切実な声が出ており、それぐらいマンパワーは逼迫していることを理解してほしい」と訴えました。

③「育児休業、介護休業、子の看護休暇及び介護休業等の適用除外に関する協定書」について継続勤務期間が6か月に満たない者について、子の看護休暇及び介護休業の取得が可能となりますが、さらに進んで「育児休業、介護休業」についても認めてはどうかという提案がされました。「若手・女性教職員の採用を謳っておきながら、大学の動きは鈍い」、さらに、

「他大学から移った教員の場合、勤務期間がゼロから始まるのは条件として悪く、優秀な人材を確保する際の障害となっている」といった意見も表明されました。

最後に、これまでの「改正パート・有期雇用労働法の施行等」や、「懲戒処分手続きに関わる」就業規則の改正において、過半数代表への意見聴取が形式的なものとなっていることが露になったという豊中代表の意見に対し、大学側は決して形式的なものと考えてはおらず、指摘されたことは十分検討していると返答しました。豊中代表は、大学にふさわしい意思決定プロセスをとるよう再度要求し、

箕面代表も、「今回の懲戒処分手続きの件では、すでに就業規則は改正されたものの、内規や規定等は我々の意見や専門家の意見も聞いて再考をお願いしたい」と述べました。

協議では、対立点も多々ありましたが、問題の所在については大学側も認め、調査し、改善に努めるとの約束を得ました。この点を再度念押ししたうえで、大学側の提案した協定書に調印致しました。

(以下、次のニュースに続く)

過半数ニュース その2 「箕面からの申し入れに対する回答」

皆様、先日はお忙しい中、アンケートへのご協力ありがとうございました。協定協議の間では時間的な制約はありましたが、その結果をできるだけ伝えるよう努めました。

以下、箕面の案件に絞りお伝えします。

協議に先立ち、箕面代表からは、特に超過勤務に対する質問に対する大学からの回答(2月20日付)に関して説明を申し入れていました。

①キャンパス移転に関して「本部事務機構内の関連部署においても業務を担当させるなど全学的に担当者を増員して準備を進めており、言語文化研究科・外国語学部箕面事務室に業務が集中しないよう、分散を図っている」とのことですが、具体的にどのような業務が本部に移行されたのか、その効果と合わせてご説明下さい。

→大学は、具体的にキャンパス移転業務を担当している吹田の部署名を挙げました。

→箕面からは、「確かに先日の説明会にも吹田から担当者が来ており、吹田で行われている業務もあることは把握しているが、それは当初から吹田で行っていたもので、箕面から業務が移されたわけではなく、箕面の業務が減るという説明にはならない」と述べました。

②移転業務以外についても「担当者の業務知識の習得・業務習熟度の向上、業務の改善・効率化、業務分担の見直し、適材適所の人事配置などにより、業務従事時間は漸減していくものと考えます」とありますが、漸減するとの予測の根拠を、できたら数字でお示し下さい。

→これに対して、まず具体的な数字があるわけではないと回答しました。漸減するという根拠としては、各種システムの導入等で効率化を図っていること、さらに「一年目よりも二年目のほうが効率よく仕事ができる」というように習熟することによって効率化が図れる、等を挙げました。

→これに対しては、「そもそも超過労働が生じる理由として労働者の習熟度を引き合いに出すことはあってはならない、それはマネジメントの問題、使用者側の問題である」という原則を主張しました。

また、「現場からは、そのように労働者の習熟というのであれば、五年雇止めをやめるべきだ」という声が出ている」ことを訴えました。

さらに、「現場の状況としては、現在は新型コロナウイルス対応に追われ、この後キャンパス移転と人文系部局の統合が控えており、想像できないような仕事量になると思われる、どうなるのか皆が今から心配している、この状況を是非理解してほしい、現場の声を聞いてほしい」と訴えました。

→これに対して、理事から「箕面の移転が大変な業務であることは理解しており、近いうちに箕面キャンパスで面談を持つ予定である。日程調整で叶わなかったが、本来ならば本日にでも出向く予定であった。」との返答があったため、是非箕面の実態を見ていただくよう再度要請しました。

箕面からは「必ず箕面に来て、現場の声を聞いてください」という点を約束事項として、今回の協定を締結しました。新たに赴任された労務担当理事には、箕面の問題に対し真摯に対応されることを期待したいと思います。

以上、協定協議の経緯をご報告いたします。構成員の皆様、どうかご理解・ご了承下さい。
(以上、文責 藤原 何かありましたらお声かけください)

2 - (1)

組合ニュース 7月10日より

組合に6名の新規加入です！

組合に新しい時代の到来です！

なんと、今月、箕面地区教職員組合に6名の新規加入者がありました！

ここのところ、減りはしてもなかなか増えない組合に、まさに10年に1度もないビッグニュースです！ ←パチパチ(拍手)！ワーワー(歓声)！

かつて大阪外大教職員組合の時代には、教員で加入率が50%ほどありました。

しかし、年々退職する人たちの多くが組合員で、さらに新しい若い方たちには、なかなかお誘いの声もかけることができずにいました。

新しく加入された方たちからは、「この職場に組合はないのかな？」「組合ってどこにあるの？何やってるのかな？」と思っていた、と率直な感想をいただきました。

そして、「職場のいろんな人と知り合いたいから」「いろんな人と話したいから」組合に加入します、と言ってくれました。

私たち執行委員も、元気をもらいました～！

これからは、組合が労働環境について日々取り組んでいる活動を知ってもらうだけでなく、もっともっと箕面キャンパスの教職員が交流し、一緒に楽しめる企画に取り組んでいきたいと、気持ちを新たにしました。

新しい組合員のみなさん、ようこそ！そして、どうぞよろしく！

今回の選挙で、8月からの新執行委員が決まりました。

8月6日(木)夕方には、組合総会と新しい組合の歓迎懇親会を行います。

詳細は追ってお知らせします。

どうぞ、楽しみにしてください！(^v^)/

2 - (2) —①

組合ニュース 10月21日より

(1) 送別会のお知らせ

長年にわたって、組合員としてともに箕面キャンパスで働いてきた藤高さんが、今月末で退職されます。組合では、以下の要領で送別会を企画しました。箕面キャンパスでともに働いた日々を振り返り、楽しい語らいの時間を過ごしたいと思います。みなさんの参加をお待ちしています(^-^)/

日時：10月25日(金)午後6時半～

場所：梅の花千里中央店参加費：組合員は無料です！！

参加ご希望の方は、10月23日(水)午後6時までに組合 union-oum@union-oufs.jp までお知らせください。

2 - (2) —②

組合ニュース 3月5日より

(1) 歓送会について(中止のお知らせ)

皆様

いよいよ学年末、3月に突入しました。

組合では、水田明男さん、林田理恵さん、山元孝郎さん の三人がこの3月で退職されます。組合でも、歓送会を企画しておりましたが、新型コロナウイルスの流行のため、中止とさせていただきます。三人の先生方、および、最後にゆっくりお話をしたいと送別会を待っていた方には申し訳ありませんが、ご了解ください。

2 - (3)

組合ニュース 12月20日より (1月9日、当日にも再度案内)

(1) 組合新年会のご案内

師走も半ばを過ぎました。今年も残すところ、あとわずかですね。

みなさんはどんな一年だったでしょうか？新しい年への願いはどんなことでしょうか？

さて、箕面地区教職員組合では、新年早々の楽しい昼食会をご用意しました。

場所は、A棟のちかだん！第1週の木曜日と忙しい時間ですが、すぐ近くですので、どうぞお気軽に立ち寄ってください。おいしいお寿司やサンドイッチ、飲み物などを食べながら、新しい年をともに迎え、話しましょう。

日時：1月9日(木) 11:30-13:00

場所：ちかだん

※どなたも無料、お楽しみお持ち帰りスイーツもご用意♪

2 - (4)

組合ニュース 11月12日より

(1) 言文組合よりレクリエーションのお誘い

言文組合より、以下のようなレクリエーションのお誘いをいただきました。近年は箕面からも参加して、親睦を深めています。普段お会いすることの少ない言文の方々とお話のできる良い機会ですので、皆様ふるってご参加ください。参加費・参加方法は豊中と同じ条件ですので、参加者は以下の google で参加登録をしてください。(費用の補助は箕面組合から出ます)

みなさま

晩秋の候、みなさまにおかれましては益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。なお、下記のご案内につきまして、ご興味のない方には大変失礼いたします。

さて、毎年恒例の言文組合秋のバス旅行ですが、本年度は下記の要領にて実施することとなりましたので、ご案内申し上げます。

今回は伊賀・上野方面を訪れまして、午前中は和装小物等で古くから親しまれている「伊賀くみひも」の製作を体験していただき、午後は「伊賀流忍者博物館」「伊賀上野城」「だんじり館」をお楽しみいただく予定です。お子さまにも大人のみなさまにもそれぞれご満足いただけるものと思います。

記

期 日 2019年12月1日(日) 午前9時出発

主な旅程 9 : 00 豊中キャンパス出発

11 : 00 上野(伊賀くみひも体験)

(昼食) ※申込フォームにご入力の際にご希望のコースと数をお知らせください。

13 : 00 伊賀流忍者博物館・伊賀上野城・だんじり会館

(3館共通券利用) ※語り部ガイドつき

17:30 梅田駅前(下車可)

18:00 豊中キャンパス到着(解散)

参加費用 組合員ご本人: 1000円、組合員ご家族(大人): 2000円
小中学生(組合員のご家族、非組合員のご家族共通): 1000円
非組合員: 3000円 ※未就学児は無料です

申込方法 下記URLにアクセスしていただき、google フォームに必要事項
をご入力ください。

申込期限 2019年11月24日(日)まで ※旅行当日1週間前

直前のご案内となってしまいましたが、おひとりでのご参加はもちろん、ご家族や
お知り合いともお誘い合わせのうえ、多くの方のご参加いただけますことを役員一
同心よりお待ちしております。

2019年度言文組合

井元秀剛、王周明、高宮典子、高橋克欣(バス旅行担当: 高橋)

2 - (5) - ①

組合ニュース 11月12日より

(2) 組合は語劇祭を応援します!

今年も語劇の季節がやってまいりました。

日時: 11月23日、24日 場所: 箕面キャンパス A416

<http://www.sfs.osaka-u.ac.jp/news/2019112324.html>

外国語学部の神髓が結集する二日間、卒業生や近所の皆さんをお誘いあわせの上、是非ご来
場下さい。なお、語劇を盛り上げるための企画も大歓迎です。11月24日には、おなじみベ
トナム料理の振る舞いも行います。(メニューは乞うご期待!)

企画をお考えの方はあらかじめ清水までご一報ください。

清水政明: qingshui@lang.osaka-u.ac.jp

可能な限り組合から費用の応援を致します。